

1-1 個人情報保護法ってなに？

個人情報保護法とは・・・

- ・ 正式名称：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 個人情報を使って事業を行う事業者（個人情報取扱事業者）に対し、個人情報の適正な取り扱い方のルールを定めた法律
- ・ 平成15年5月に公布され、平成17年4月1日より完全施行

この法律により事業者には、個人情報を保護するためのさまざまな義務と責任が課せられ、違反した場合には主務大臣の勧告や命令の措置がとられ、これに応じなかった場合は罰則が科せられることとなります。



そして、個人情報保護法の目的と理念とは・・・

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

としています。

つまり、個人情報保護法は利用の制限だけではなく、その権利を十分に保護しつつ、事業者が活用できるように配慮されているのです。

※ただし、以下は個人情報保護法の適用除外とされます。

個人情報取扱事業者のうち、憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者の業務は適用されません（法第50条）。

（1）報道機関報道活動

- (2) 著述を業として行う者著述活動
- (3) 学術研究機関・団体学術活動
- (4) 宗教団体宗教活動
- (5) 政治団体政治活動

また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方でもある個人情報取扱事業者の行為（例：政党から政治活動を行うため要請があった場合に、本人の同意なく個人データを提供すること）についても、主務大臣は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者に対して報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています（法第35条）。

1-2 プライベートと仕事、どんなところが変わるの？

消費者としての立場では・・・

(1) 個人情報の安全性が高まります

個人情報保護法では、本人から同意を得た利用目的の範囲を超えた情報利用（目的外利用）や第三者への情報提供などを禁じています。本人の知らないところで情報が勝手に利用されたり流通しないよう、法律で守られるようになります。

(2) 個人情報の開示・訂正・利用停止等を求めることが可能に

個人情報を提供している事業者や、DM等が送付されてきた事業者などに対し、どのような内容の情報を持っているのかを問い合わせることができるほか、情報の訂正、削除等を要求することができます。

(3) 苦情処理の窓口の利用

個人情報の取り扱いに関する苦情がある場合は、事業者に直接申し立てるだけでなく、認定個人情報保護団体や地方公共団体などに相談できるようになります。

※認定個人情報保護団体とは？

個人情報保護法で規定されている団体で、各省庁の主務大臣から認定を受け、消費者と個人情報取扱事業者との間に入って第三者的な立場から苦情処理の調整を行う団体です。当該個人情報取扱事業者が、認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合、消費者は認定個人情報保護団体に苦情を申し出ることができます。

認定個人情報保護団体に関する詳細ははコチラ：【[認定個人情報保護団体とは](#)】

認定個人情報保護団体の一覧はコチラ：【[認定個人情報保護団体一覧表](#)】

仕事では・・・

個人情報保護法を理解し、適正に情報を扱きましょう！

勤めている企業が個人情報取扱事業者該当する場合、勤務している従業員も事業者の一員です。個人情報を取り扱う時には、個人情報保護法の内容を理解してそれを守らなければ、罰則を科せられるだけでなく、民事訴訟で損害賠償請求を受けるなど会社に大きな損害を与えることになってしまいます。

1-3 個人情報保護法のポイント

個人情報保護法では、以下のように個人情報取扱事業者に対する義務を定めています。

利用目的の特定・通知または公表

- ・ 個人情報を取得する時には、利用目的を通知または公表する。
- ・ 個人情報を集めるときには、その情報の利用目的をできる限り具体的に明らかにする。

<例> 「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用します。」

- ・ 個人情報の取り扱いの委託を受けて個人情報を取得する場合も利用目的について本人に通知または公表する必要がある。

<例> 情報処理サービスの受託業務を行っている場合

「給与計算処理サービス、あて名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービス等の受託業務を遂行するために個人情報を取り扱います。」

適正な個人情報の取得・利用、第三者への提供

- ・ 社名や利用目的を偽るなど、不正な手段により個人情報を取得してはならない。
- ・ 本人の同意がない限り、通知または公表した利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- ・ 本人の同意を得ずに、他の事業者など第三者に個人情報を提供してはならない。

安全管理

- ・ 情報の漏えいや滅失を防ぐために必要な安全管理措置を講じる。
- ・ 従業員（役員、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト等を含む）に対し、守るべき義務を明示し、必要な監督・教育を行う。
- ・ 個人情報の取り扱いについて委託する場合、委託先に対して適切な監督を行う。

個人情報提供者の権利への対応

- ・ 本人より保有個人データ※の情報開示の要求があったときは速やかに答えなければならない。
- ・ 保有個人データの内容に誤りのある時は、本人の求めに応じて訂正しな

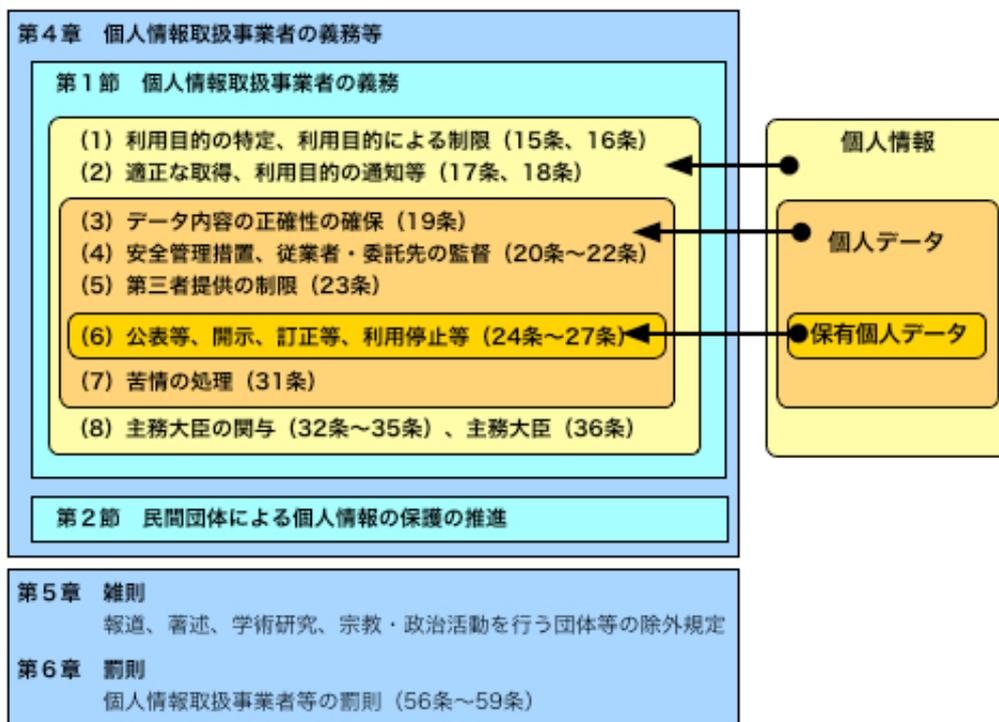
ればならない。

- ・不正な手段によって情報を取得した場合や利用目的に反している場合、本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。

※「保有個人データ」については「1-6 個人データ・保有個人データってなに？」をご参照ください。

苦情処理

- ・苦情の申し立てがあった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。



ただし、以下の場合は、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することが許されています（法第23条1項各号）。

(1) 法令に基づく場合（例）

- ・ 警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ・ 地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、不動産会社、マンション管理会社
- ・ 管理人等に対して、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合
- ・ 地方公共団体や税務署による税務調査における質問や検査に対応する場合
- ・ 事業者が、犯罪収益移転防止法に基づき疑わしい取引の届出を行う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合（例）

- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・ 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客

情報の提供依頼があった場合

- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報や業務妨害行為を行う悪質者情報を、企業間で共有する場合

(3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（例）

- ・ 地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合
- ・ 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合

(4) 国等に協力する場合（例）

- ・ 税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

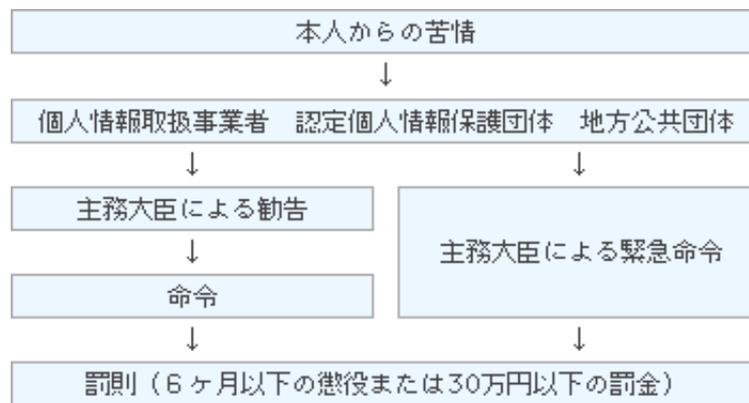
その他、各自治体が制定する「条例」等の例外規定が適用される場合があります。

1-4 違反した場合の罰則

個人情報取扱事業者が義務違反をした場合、主務大臣によって、違反をやめるように勧告、命令、緊急命令が行われます。命令に従わなかった時には、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰則が科せられます。



また、情報流出など何らかの被害があった場合には、民事訴訟による損害賠償請求、社会的信用の低下など、企業は有形無形のダメージを受けることとなるでしょう。



※「緊急命令」について

「緊急命令」は、個人情報取扱事業者の違反行為が、個人の重大な権利利益を侵害している事実があり、緊急な措置をとる必要があると認められる場合に、「勧告」を前置きせずに行なわれます。

1-5 個人情報とは、どんな情報のこと？

個人情報保護法では「個人情報」を次のように定義しています。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

| 該当するもの | 該当しないもの |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 本人の判別が可能な画像、写真、音声・ 特定の個人を認識できるメールアドレス（例：sato-ichiro@xxx.co.jp 等、xxx会社のサトウイチロウさんと分かるもの）・ 氏名等、他の情報と照合すれば特定の個人を識別することができるもの（例／生年月日、住所、連絡先、学歴、病歴、年収、勤務成績、役職、年収、財産、趣味、嗜好、思想、家族構成、商品購入履歴など）・ 官報、電話帳、職員録等に公表されている情報・ 雇用管理情報 | <ul style="list-style-type: none">・ 生存していない人に関する情報・ 所在地、財務情報など法人に関する情報・ 記号や数字の文字列だけから個人を特定できないメールアドレス（例：123abc@xxx.co.jp）・ 特定の個人を識別することができない統計情報 |

※ 但し、プライバシーマーク制度（JIS Q 15001）等では、定義の内容が若干異なりますので注意が必要です。